「選定療養費制度」について

同じ病気で病院に通算 180 日を超えて入院されている患者さんについては、一部負担金以外に入院医療費(入院基本点数)の 15%をご負担していただきます。

これは病院での入院医療の必要性は低いが、ご自身の事情等により 180 日を超え長期にわたり入院している患者さんの「180 日を超えた入院医療費」の保険給付が 85%での算定となることから、保険により給付されない部分の 15% (別途消費税を加算)を選定療養費として患者さんにご負担していただくものです。

○180日の期間の計算について

- ◇180日の期間は、当院における入院期間だけでなく、他の病院(診療所)に入院されていた期間も含まれますので、過去3ヶ月以内にいずれかの病院(診療所)に入院されていた患者さんは、入院時に受付窓口までお申し出ください。また以前に入院されていた医療機関より「退院証明書」の交付を受けている場合には受付窓口にご提出願います。
- ◇病院(診療所)を退院された後、別の病気で入院されたり、3ヶ月間以上、病院(診療所)に入院されなかった場合や介護老人保健施設等に入所されていた場合には期間は通算されず、次の入院の時から新たに入院期間を計算することとなります。
- ○難病や重症等の患者さんについては選定療養費制度の対象とはなりません。
- ○選定療養費制度に該当する場合、患者さんにご負担いただく金額は、次のとおりです。

2, 409円(1日あたり・消費税込)

その他、ご不明な点は受付窓口までお問い合わせください。